

制定 平成14年 3月26日 中国運輸局公示第220号
改正 平成18年 3月24日 中国運輸局公示第132号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車 (ハイヤーを除く)の表示について

道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条及び旅客自動車運送事業運輸規則第4条、第42条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者が使用する事業用自動車(ハイヤーを除く)の表示について、適正な実施を図るため、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年3月26日

中国運輸局長 中村達朗

記

1 表示方法

- (1) 表示する文字等は、明瞭かつ確に公衆及び旅客に見やすいように表示すること。
- (2) 車体に表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用いること。
- (3) 車内の表示は、旅客から見やすい位置に表示すること。
- (4) タクシーメーターは、後席の旅客から見やすい位置に表示すること。
- (5) 表示事項について、定期的に点検整備を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにすること。

2 表示内容

- (1) 車体に、事業者名(名称)及び営業区域が特定できるような表示をすること。
- (2) 車外から公衆が見やすいように、実車と実車以外をそれぞれ明瞭に表示すること。
- (3) 車体に表示する運賃及び料金の内容は、初乗運賃額とする。また、初乗距離の短縮等通常の運賃及び料金と異なる場合は、表示の効果を損なわないよう適切に表示すること。
- (4) 車内に表示する運賃及び料金の内容は、初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方とすること。
- (5) タクシーメーターは、運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額(距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては割増を適用した額とする。)のほか、原則として運賃割増又は運賃割引を適用する場合にあってはその旨を表示すること。

- 3 運輸支局長は、必要に応じて事業者等から、実施しようとする表示の内容について提出を求め、その適否を判断する。

附 則

平成18年3月24日付中国運輸局公示第132号による改正は、平成18年3月24日より実施する。